



埼玉県報

第357号
令和4年(2022年)
10月25日
火曜日

目次

告示

- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 鳥獣保護区の更新（奥橋立）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（鷲宮神社）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（玉川村川の広場）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（横瀬）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（仙元山公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（入間東部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（入間北部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（深谷）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（岡部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（櫛挽）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（埼玉葛）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（美里南部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（市野川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（加須）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（玉川東部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（秩父北）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（豊里運動公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（北川辺）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（熊谷相上・玉作）（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里幹線土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）

令和4年(2022年)10月25日

- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の立候補者の住所・氏名の公告（八潮新都市建設事務所）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない旨の公告（八潮新都市建設事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千百十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和四年四月一日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和四年四月一日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

令和四年四月一日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和四年四月一日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

平成二十四年埼玉県告示第千三百四十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る
奥橋立鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

奥橋立鳥獣保護区

二 区域

昭和五十七年埼玉県告示第千六百三十号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十一号

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十号（鳥獣保護区の更新について）に係る鷺宮神社鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

鷺宮神社鳥獣保護区

二 区域

平成四年埼玉県告示第千四百五十号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る玉川村川の広場鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

玉川村川の広場鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十三号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る横瀬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

横瀬鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十四号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る
仙元山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

仙元山公園鳥獣保護区

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十五号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

入間東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

入間北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十四号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

深谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二百一十一号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

岡部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十四号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

櫛挽特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十三号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

埼玉特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十六号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

美里南部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百六十八号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

市野川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十八号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

加須特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第二千二百三十号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

玉川東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千百三十七号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秩父北特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

豊里運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十一号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

北川辺特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百五十二号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

熊谷相上・玉作特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十四号で告示した区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計四者

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計六者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計四者

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和四年十月二十七日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十七日

二 縦覧期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 七六三平方メートル

（変更後）位置 図面省略 七三六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 二一八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 二〇四立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設①②④⑤⑥ 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時まで

（変更後）荷さばき施設①②④ 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時まで

荷さばき施設⑤ 午前零時から午前七時まで

ハ 変更年月日

令和五年十月二十七日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十七日

二 縦覧期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里幹線土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	吉田 信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	山下 博一	児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二
同	野中 富男	本庄市杉山二十九番地
同	須賀 淳吉	沼和田七百五十一番地
同	中野 和夫	久々宇百六十八番地一
同	井上 清	仁手三百二十二番地一
同	久保 勉	小島二丁目一番十九号
同	糸原 達也	堀田九百三十六番地
同	高柳 博明	児玉郡神川町大字植竹千二百六十六番地
同	木村 豊	同 同 新里六百二十四番地一
同	荒井 干城	同 同 上里町大字勅使河原九十八番地
同	松本 勝房	同 同 藤木戸五百五十五番地
同	木村 信雄	同 同 堤千六番地
同	中里 実	同 同 金久保千二百五十八番地
同	関本 勲	同 同 三町八百九十九番地
同	山下 登	同 同 神保原町五百七十番地
同	柴崎 久男	同 同 七本木百七十八番地
同	中久木 一夫	同 同 大御堂二百十九番地
同	山口 修	同 同 忍保千二百八十六番地
監事	黒澤 利夫	同 同 嘉美三百六十五番地一
同	秋山 岩男	同 同 神川町大字肥土四百六十四番地一
同	岡芹 博	同 同 本庄市今井七百番地

二 退任

職名 氏名 住所

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―五六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市滝馬室字下間五百八十七―一外十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百十九・八二立方メートル

告示

埼玉県告示第千四百四十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字砂山字下宿二十二外

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百三十七・一二立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―一四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百五十三番一、千五百三十番二、千五百三十番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三・八二立方メートル

告示

埼玉県告示第千四百四十五号

令和四年十一月六日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同条第五項の規定により、公告する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者

住所	氏名
埼玉県八潮市大字浮塚百七十六番地十	家中 富雄
秋田県秋田市寺内油田二丁目十一番十三号プラムビレッジ二〇一	京極 利美
埼玉県八潮市八潮七丁目十九番地十二	小倉 幸男
埼玉県八潮市大字古新田二百二十二番地	近藤 智幸
埼玉県八潮市八潮七丁目三十五番地十五	小倉 孝義
埼玉県八潮市八潮六丁目六番地八	大山 順一
埼玉県八潮市大字圀四百五十五番地	小澤 榮三
埼玉県八潮市大字大曾根三百四十八番地	昼間 竹雄
埼玉県八潮市大字大曾根三百七十三番地	関根 延行
埼玉県八潮市大字古新田五百七十四番地二	三ヶ島 義雄
埼玉県八潮市大字浮塚四百二十六番地	星野 正敏

二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者
候補者なし

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

令和四年十一月六日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙については、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定による届出のあつた候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、同令第二十六条の規定により、投票を行わないものとし、公告する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 大宮南中野	埼玉県さいたま市見沼区大字南 中野四百二十九番地一
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 埼玉与野	埼玉県さいたま市中央区円阿弥 二丁目十一番二十二号
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 川口市立医療センター前	埼玉県川口市西新井宿四百三十 八番地二
老人ホーム	株式会社はれコーポレーション あいらの杜 北戸田駅前	埼玉県戸田市大字新曾千五百二 十五番地

告 示

埼玉県選管告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和四年十月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	鴻巣市立特別養護老人ホーム たんぼぼ荘	埼玉県鴻巣市大間八百二十九番 地